

手軽に
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与マガジン

2017年
6月号

CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

**債権者と税務署の両方が怖い！
「債務免除」をめぐる「二枚舌」が招いた悲劇** 後編

今からできる相続対策 3ページ

**相続手続き中に新たな相続が起きても慌てない！
「数次相続」をシミュレーションしておこう**

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

親族が同時に死亡したときの相続はどうなる？

数字でみる相続

6.26年

「6.26年」とは、厚生労働省の「平成27年簡易生命表」による平均寿命の男女差を示しています。女性が87.05歳、男性が80.79歳。平均寿命の男女差は6.26年で、前年より0.07年、差が小さくなっています。

相続は夫婦それぞれの分を含めた「一次相続」「二次相続」まで見据えた対策が不可欠です。平均寿命の男女差が約6年ということから、夫婦が同世代ならば10年以内に一次相続と二次相続の両方が起きる可能性は高いでしょう。

夫婦のどちらが先に亡くなるかは、誰にも予想できません。いずれのケースも想定して、シミュレーションしておくことが必要です。ときには、夫婦どちらかの相続手続きの最中に、もう一方が亡くなる場合も考えられなくはありません。どんな事態に遭遇しても慌てずに手続きを進められるよう、準備しておきましょう。

相続・贈与について少しでも関心がある方は、お気軽にご相談ください。

「債務免除」と税務署の両方が怖い! 「債務免除」をめぐる「一枚舌」が招いた悲劇

後編

※記事内の名前はすべて仮名。
設定は実話に基づき一部
脚色しています。

中村勇さんは会社を創業し、隆盛を極めました。しかし、1990年代後半から陰りが見え、会社は破たんしました。後継者の次男・政春さんは多額の借入をしていましたが、返済のために2001年に東京の自宅を担保に銀行から借り入れました。2004年に自宅を12億円(政春さん所有分と父・勇さん所有分が各6億円)で売却し、借入金を返済。政春さんにとっては勇さんへの6億円の債務が残ったのです。

ここで政春さんは、2004年に公正証書で死去直前の勇さんから債権放棄を受けました。税務上では、勇さんから政春さんへ6億円贈与したことになり、政春さんは贈与税を支払わなければなりません。しかし、相続後も母に対して6億円に対する利子の送金を続け、贈与を受けなかったことを装っていました。

債務免除を受けても地獄 受けなくても地獄

勇さんが創業した会社は、金融機関から多額の債権放棄を受けていました。勇さんは個人資産を供出し、保証債務を負っていたことから、政春さんは相続放棄をしました。

もし政春さんが債務免除を受けなければ、勇さんからの6億円の貸付金は相続財産になります。相続財

産の存在を知った債権者は、たとえ相続放棄していようとも政春さんに請求の目を向けてきます。政春さんは請求を免れるため、勇さんの債権放棄書が必要だったのです。

債権者も税務署も怖い政春さんは、苦肉の策で二枚舌を使いました。勇さんの相続直前で債権放棄公正証書を作成。債権者に対しては債務免除を伝えて債権の取り立てから逃れ、税務署に対しては債務免除を伝えず贈与税から逃れたのです。

しかし、国税と検察に、政春さんの債務免除をめぐる二枚舌の事実が発覚していました。

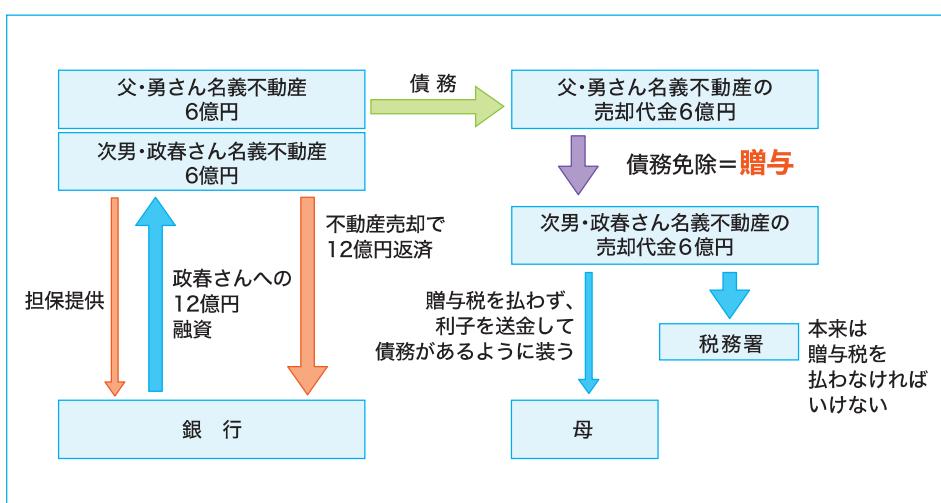
政春さんは贈与税約2億7,000万円を脱税したとして、相続税法違反罪に問われたのです。あたかも借入金の返済を続けているような仮装隠ぺいなどせず、贈与税を納付していれば、問題はなかったでしょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

POINT

- 借入金を債務免除すると贈与とみなされ、贈与税がかかる
- 公正証書で債務免除を受けながら、債務があるように装うと、税務署から悪質な贈与税回避のための仮装隠ぺいとみなされることがある

記事提供:相続・贈与相談センター本部
税理士法人エクラコンサルティング



「数次相続」をシミュレーションしておこう

相続手続き中に新たな相続が起きてても慌てない！

相続はいつ発生するか誰にもわかりません。ときには、夫の相続が発生し、遺産分割協議や相続手続きが終わらないうちに、妻や子が亡くなってしまうというケースがあるかもしれません。このように、被相続人が死亡して相続が開始したものの、遺産分割協議が完了する前に、相続人が死亡して二次相続が始まることを「数次相続」といいます。今回は数次相続についてシミュレーションしておきましょう。

数次相続で 新たな相続人が増えることも

遺産分割協議は相続人全員で行う必要があります。相続人が1人でも欠けた状態で協議を進めると、遺産分割協議そのものが無効になります。それゆえ、相続手続きにおいては、誰が相続人なのかを確定させることが非常に重要です。

数次相続が起きると、新たな相続人が増える可能性があります。例えば図のように、父Aが亡くなり、相続が発生したとしましょう。Aの相続人は、母Bと長男C、次男Dの3人になります。ところが、Aの相続の遺産分割協議が終わる前にCが亡くなると二次相続が開始します。Cの死亡により、Cが相続するはずであった遺産は、Cの相続人にあたる妻E、孫F、Gが相続することになります。

そうなると、Aの相続の遺産分割協議をB、D、E、F、Gの5人で行う必

要があります。そして、別途にCの相続の遺産分割協議をE、F、Gの3人で行うことになります。

数次相続が発生している場合、遺産分割協議書をどのように作成すればいいのでしょうか。

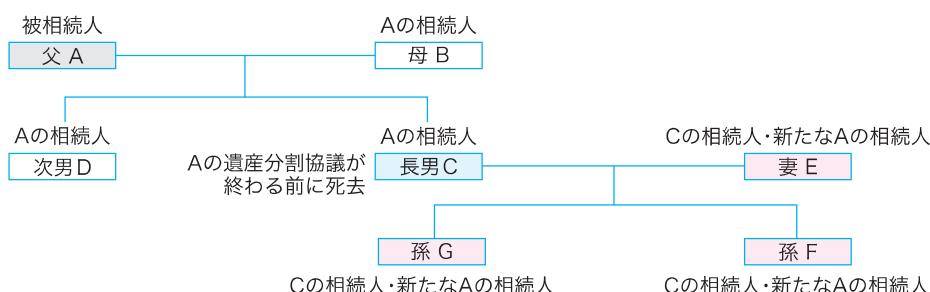
Aの相続の遺産分割協議書を作成する場合、すでに亡くなっている相続人Cの欄には「相続人兼被相続人C」といった形式で記載されます。これで数次相続が発生していることがわかります。

Cは亡くなっているため、Aの相続の遺産分割協議書に署名・捺印ができません。代わりにCの相続人E、F、Gの3人が署名・捺印を行うことになります。協議書にも「相続人兼被相続人Cの相続人E」というよう記載します。

相続手続きを放置すると 数次相続で問題が複雑化する

数次相続は、親族が短期間に相次いで亡くなると発生しますが、相続手続きを放置していて起こる場合もあります。相続手続きが放置される原因の大半は、遺産分割協議が難航している点にあります。相続のつど遺産分割をしておかないと、相続人が増加し、権利関係がますます複雑になります。専門家の力を借りて、問題解決にあたりましょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



親族が同時に死亡したときの相続はどうなる?

Q 火災や交通事故、旅客機・船舶事故、地震・津波・洪水などの天災等で親族が同時に亡くなったら、相続はどうなるのですか？

A 亡くなった順番が明確ならば、その順番通りに相続が行われます。しかし、どちらが先に亡くなったのか不明なときは、同時に死亡したと推定して相続が行われます。

事故や災害等で複数の親族が同時に亡くなった場合、亡くなった順番がはっきりしているならば、その順番通りに相続が行われます。

例えば図のように、Aとその長男Dが自動車で出かけて交通事故に遭い、2人とも亡くなつたとしましょう。病院に運ばれ

た後、それぞれ死亡した場合、どちらが先に亡くなつたかで相続人が変わつてきます。

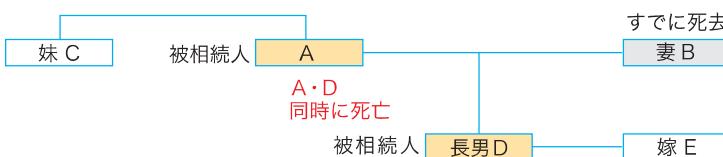
Aが先に亡くなり、その10分後にDが亡くなつたとします。Aの相続人はDのみになり、Dの相続人にあたる嫁EがAとDの財産を相続します。

一方、Dが先に亡くなり、その後10分後にAが亡くなつたとします。その場合、Dの相続が先に始まり、EがDの財産の $2/3$ 、Aが $1/3$ を相続します。続いて、二次相続としてAの相続が開始し、Aの財産(Dから相続した財産を含む)を妹Cが相続するこ

とになります。

旅客機事故や天災などで、どちらが先に亡くなったか不明なことがあります。その場合は民法第32条の2により、同時に死亡したものと推定されます。この図のケースで、AとDが同時に死亡したと推定されると、互いに相続人になることはありません。AとDの間に相続は発生せず、Aの財産はすべて妹Cが、Dの財産はすべて嫁Eが相続することになります。

相続・贈与について気になる
ことがあれば、お気軽にご相談
ください。



相続は経験と技術で
大きな差が出る事をご存知ですか？

1. 熟練した相続専門力
相続税申告件数年間100件超えの経験値
 2. 正確無比なスピード
相続専門チームによる技術力
 3. 分かりやすさ
内容に安心して頂けるご説明・明朗報酬

相続職人集団 凄腕。

相続に特化した税理士法人です。

税理士法人才グリ [名古屋本部]
〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15
名古屋フヨク生亜ビル6F

相続無料相談実施中！

お問い合わせは
TEL：052-222-1600
(担当：相続部門 小林・浜川)